

H23.9.30

苫東立地企業懇話会
事務局(株)苫東

「苫東地域内の銃猟禁止区域」について (お知らせ)

平成23年2月の苫東立地企業懇話会例会において、ご説明させていただきました標記の件ですが、危険予防の観点から地域内における銃猟禁止区域の指定拡大や有害鳥獣駆除などを考慮しながら北海道胆振総合振興局と協議を進めてまいりました。

その結果、別紙図のとおり地域内が特定狩猟具使用禁止区域（安平町・厚真町の一部を除く）に指定されることとなりましたので取り急ぎお知らせいたします。

なお、本件は本日（9月30日第605号）付け北海道公報に公示されました。

◆指定のポイント

- ・苫東地域内のほとんどが銃器の使用を禁止する苫東特定狩猟具使用禁止区域として今回新たに指定されました。
（安平町、厚真町の一部地域は継続協議）
- ・弁天沼区域は従前どおり鉛散弾の使用について規制されています。
（弁天沼鉛散弾規制地域として指定済み）

《参考》

- ・北海道の狩猟期間10月1日から翌年1月31日までですが、平成23年度の胆振管内のエゾシカ可猟期間は10月22日から翌年3月25日までとなります。

以上

本件問い合わせ先

(株)苫東 企画営業部 古井、小馬谷 電話 0144 53-1010

苫東特定猟具使用禁止区域の指定について

1. 指定理由

苫東地域内では、近年、銃器による事故が発生しており、銃器を使用した鳥獣の捕獲等による危険防止及び事故の未然防止を図るため、地域内(下図)が銃器を対象とした北海道の特定猟具使用禁止区域に指定されます。

2. 特定猟具使用禁止区域の名称等

苫東特定猟具使用禁止区域(ただし、弁天沼鉛散弾規制地域を除く)

3. 禁止区域存続期間

平成23年10月1日～平成33年9月30日(10年間)

4. 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

